

岩手県告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第51条第1項の規定に基づき、次の指定介護機関が指定を辞退した。

平成20年8月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

短期入所療養介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定の辞退の効力の発生年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
後藤泌尿器科皮膚科医院	宮古市大通一丁目3番24号	後藤泌尿器科皮膚科医院	宮古市大通一丁目3番24号	平成20年7月1日